

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行(当たるときは、そ
の翌日)

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十
五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十五年八月三日	足立医院	東伯郡羽合町大字久留一四二一四	内科、外科、呼吸器科	足立妙文

鳥取県告示第六百七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
より、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険
薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二
年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◆選管告示
選挙管理委員会の招集

政党協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

◆公 告
調理師試験の実施

宅地建物取引主任者資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づく

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名	指 定 年 月 日
増田耳鼻咽喉科医院	倉吉市、宮川町二五六六の四	耳鼻咽喉科	増田 勲	昭和四十五年八月十八日
足立医院	東伯郡羽合町大字久留一四二一四	内科、外科、呼吸器科	足立妙文	昭和四十五年八月十八日
松田医院	倉吉市新町一丁目一、一七八	小兒科、皮膚科	松田 伸	昭和四十五年八月十五日
仲村医院	西伯郡岸本町大殿字北上一木一〇六六	内科、外科、産婦人科	仲村民廣	昭和四十五年八月十五日

鳥取県告示第六百八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	所	登録の記号及び番号	登録の年月日
今井司郎	米子市続町一丁目一三四 山田マンション一号	鳥医 第一五四二号	昭和四十五年八月十五日	

鳥取県告示第六百九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	開設者
昭和四十五年八月十八日	足立医院	東伯郡羽合町大字久留 一四二ノ四	足立妙文

鳥取県告示第六百十号

鳥取都市計画の変更について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

公園

昭和四十五年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画を定める土地の区域

鳥取市松並町一丁目、田園町四丁目、田園町三丁目、田園町二丁目、

田園町一丁目、相生町四丁目、材木町、湯所町二丁目、東町三丁目、東町二丁目、東町一丁目、西町五丁目、西町三丁目、西町一丁目、尚徳町、栗谷町、江崎町、庖丁人町、大榎町、大工町頭、御弓町、吉方町一丁目、吉方町二丁目、吉方温泉四丁目、吉方、大村、新、雲山、正蓮寺、桜谷、覺寺、浜坂、秋里、南隈、賀露町、湖山町、安長、岩吉、徳吉、松並町、三丁目、松並町二丁目及び江津

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町二一六番地 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和四十五年九月四日から昭和四十五年九月十七日まで

鳥取県告示第六百十一号

倉吉都市計画の変更について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

二 都市計画を定める土地の区域

倉吉市字鎧畑、梅田、東梅田、西梅田、宮ノ峯、印判、若宮、桜谷、

三本松、惣田山、十石谷、打吹山、上仲ノ町、長谷坂、長谷坂東統、浅

田谷、亀岩、長谷山及び長谷坂

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二番地 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和四十五年九月四日から昭和四十五年九月十七日まで

鳥取県告示第六百十二号

境港都市計画の変更について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次

のとおり告示する。

昭和四十五年九月四日

鳥取県知事 石破二朗

一 都市計画の種類

公園

二 都市計画を定める土地の区域

境港市竹内町字才仮灘三六五九番ノ二地先

三 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一六〇〇番地 境港市役所

四 縦覧期間

昭和四十五年九月四日から昭和四十五年九月十七日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和四十五年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十五年九月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十五年九月十日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 1 鳥取県知事選挙の期日及び選舉期日の告示を行なう日の決

定について

2 鳥取県知事と鳥取市議会議員の同時選挙について

3 鳥取県選挙管理委員会規程の一部改正について

4 その他

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規定により、次のとおり公表する。

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

章

政党協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

1 種類 政治資金規正法第17条の規定による報告書
 2 期間 昭和45年7月1日から
 昭和45年8月11日まで

3 報告書の要旨

政党協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附額		一件千円以上寄附の件数		一件五百円以上寄附の件数		支出の総額		一件千円以上支出の件数		一件五百円以上支出の件数		報告書受理年月日
	人	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
鳥取新社会	0	円	0	0	0	円	0	円	0	円	0	円	45. 8. 14

4 主たる寄附者及び支出

- (1) 寄附者なし
 (2) 支出なし

公 告

上調理の業務に従事したもの

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。
 昭和45年9月4日

鳥取県知事 石破二朗

- 1 受験資格
 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以

- 2 試験の日時
 昭和45年10月21日 午前9時

- 3 試験の場所

- (1) 鳥取、郡家、浜村の各保健所管内の受験者
鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂
- (2) 倉吉保健所管内の受験者
倉吉市巣城 鳥取県中部総合事務所
- (3) 米子、根雨の各保健所管内の受験者
米子市糸町1丁目 鳥取県西部総合事務所
- (4) 県外に居住する受験者
上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規
(2) 公衆衛生学
(3) 栄養学
(4) 食品学
(5) 食品衛生学
(6) 調理理論

5 受験手続

(1) 提出先

- ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目鳥取県厚生部衛生課

(2) 提出書類

- ア 受験願書(別紙によること。)なお、県外の居住者にあつては受
験願書の余白に受験希望地を記載すること。
イ 履歴書(特に調理の業務に関する経歴を詳細に記入すること。)
ウ 受験資格を有することを証する書類

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以
上調理の業務に従事したこととを証する書類
オ 写真(受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像
の名刺型のもので、その裏面に住所、氏名及び生年月日を記載する
こと。)

(3) 提出期間

昭和45年9月21日から昭和45年9月30日まで。ただし、郵送の場合
は、提出期間内の消印のあるものは、有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円
(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願
書にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 携行品 筆記用具及び受験用

8 その他

- (1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指
示を受けること。
(2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、
合格者に合格証書を交付する。

別紙

調理師試験受験願

収入証紙
はついた欄

本籍	性別	男 女
住所	生年月日	年 月 日
氏名	卒業年月日	年 月 日
最終学校名	調理経歴	年 月 日 かん かん
現在の就業先		

調理師法第三条第一項第三項に規定する調理師試験を受験したこの件、題
係書類を添へてお願いがね。

昭和 年 月 日
氏名
鳥取県安博
誠

1 試験の期日

昭和45年11月8日 13時から15時まで
試験の場所

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

3 受験資格

- (1) 株式会社の(1)から(3)までのいずれかに該当する者
 (2) 先地又は建物の取引に與し2年以上の実務の経験を有する者
 (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 試験の内容及び方法

宅地建物取引業に関する必要な知識について、筆記試験により行なう。

5 受験申込期間

昭和45年9月16日から昭和45年10月5日まで

6 受験申込用紙請求先及び受付場所

鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所

7 提出手書類

- (1) 受験申込書及び受験票
 (2) 受験資格があることを証明する書類
 (3) 写真1葉(申込前3月以内に撮影した正面無帽、上半身の名刺型のもの)
- (注) 郵便により受験申込用紙及び受験票を請求し、又は受験申込みをする場合は、返信用切手をはり、あて先を明記した封筒を同封すること。

鳥取県知事 石破二朗

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第11条の3第1項の規定により、昭和45年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。
 昭和45年9月4日

- 8 受験手数料及びその納付方法
 - (1) 受験手数料 500円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県、收入証紙を受験申込書にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
- 9 合格発表 昭和45年11月下旬に県公報に公告するほか、合格者に通知する。
- 10 その他 詳細については、受験申込用紙請求先に問い合わせること。